

『鳥取県立博物館研究報告』投稿規定

『鳥取県立博物館研究報告』(以下『研報』という。)は、鳥取県の自然史、歴史、民俗、美術史に関連する研究やその普及啓発・発展、および博物館研究や社会教育・学校教育に寄与するために鳥取県立博物館(以下「本館」という。)が刊行する出版物である。

『研報』には、この目的に即しており、次の(1)～(3)のどれか一つを満たした原著論文・総説・短報・研究ノート・資料紹介・目録・報告・書評など(以下「論文等」という。)を掲載する。掲載の可否は、『鳥取県立博物館研究報告』編集委員会(以下「編集委員会」という)が決定する。

- (1)本館が所蔵する資料を用いた研究、または研究に使用した資料のすべてかその一部が本館に収蔵予定の研究であること。
- (2)本館の展示や教育活動等を対象とした調査研究であること。
- (3)その他、編集委員会が『研報』の出版目的に即していると判断したものであること。

I 投稿案内

投稿者は、「投稿規定」を熟読の上、最新号を参照し、「II 原稿作成上の注意」にしたがって原稿を執筆すること。規定にしたがわない原稿は受け付けない。

1. 『研報』の内容：冒頭に記した分野・内容で次のカテゴリーに属するもの。

- (1)論文(Article)：オリジナルな研究論文で、学術論文として他に印刷発表されていないもの。
- (2)総説(Review)：研究論文、学説、研究法などを独自の立場から総括、解説、または紹介するもの。
- (3)短報(Short communication)・研究ノート(Note)：研究の予報・中間報告などまとまった研究の一部をなすもの、および内容が原著論文までいたらないものや速報性を必要とするものなど。
- (4)資料紹介(Data)：資料の正確な記載など。
- (5)目録(List)：1冊の出版物にする規模ではない資料コレクションの目録など。
- (6)報告(Report)：調査事業や教育普及活動などの報告として重要なもの。
- (7)書評(Book review)：鳥取県の自然史・歴史・民俗・美術などに関する書物の評論。

(8)雑録(Miscellany)・エッセイ(Essay)：上記の種類以外で、重要な記録・報告や一般向けの評論・小論など。

2. 投稿の手続き：代表著者は下記の編集委員会に投稿の意思を連絡し、編集委員会から伝えられた方法で原稿(図・表含む)を電子投稿する。

電子投稿が行えない者は編集委員会に相談すること。

〒680-0011 鳥取市東町2-124

『鳥取県立博物館研究報告』編集委員会

(TEL 0857-26-8042 / FAX 0857-26-8041)

3. 論文等の査読および掲載可否の判定：論文・総説の原稿は、編集委員会の委嘱による2名の査読者によって、その他については1名の査読者によって査読される。掲載の可否は、査読者の意見を参考に編集委員会が決定する。なお、査読結果を踏まえて投稿者に修正を求めることがある。

4. 原稿の受理：編集委員会により掲載可と判断された日付をもって「受理日(accepted)」とし、掲載論文等に記載する。

5. 校正：著者による校正は初校のみとし、その後の校正は編集委員会で行う。初校への大幅な加筆、内容の改変などは認めない。

6. 別刷：論文等のPDFファイルを無償で提供する。紙媒体の別刷を希望する場合は、直接印刷会社へ注文すること。費用は著者負担となる。

II 原稿作成上の注意

1. 原稿の長さ：論文・総説は刷り上がり30ページ以内、目録は50ページ以内、その他は20ページ以内を原則とする。

2. 論文等の構成：原則、横書きとし(縦書き希望の場合は投稿前に編集委員会と相談すること)、次の順序で記述する。①標題、②著者名とアドレス、③英文の標題および著者名とアドレス、④要旨(400字以内)、⑤7個以内のキーワード、⑥英文アブストラクト(300語以内)、⑦英語のキーワード、⑧本文、⑨謝辞(謝辞があるとき)、⑩引用文献あるいは注。

論文・総説以外では、④⑤⑥⑦を省略してもよい。英文原稿の場合も上記の順序にしたがうこと。

体裁については最新号を参照のこと。

3. 原稿の書式：

- (1) 本文は、パソコンのワープロソフトを使用してA4サイズで作成し、MS-Word形式もしくはRTF(リッチ・テキスト形式)で保存すること。表は、原則、WordあるいはExcelとする。
- (2) 文章の表記は、口語体(である体)で現代かなづかいとし、常用漢字を用いる。句読点は、テン「、」とマル「。」を推奨する。(ただし、引用文献と欧文部分はカンマ「,」とピリオド「.」)。英数字・カッコ・単位は、年号、月日などもすべて「半角」を用い、アラビア数字とする。ただし、各専門分野において慣用されているものは著者の判断に委ねるが一貫性を維持すること。また、数値と単位の間などには半角の1スペースを挿入する。

4. 図・写真・表の扱い：

- (1) 図や写真等の掲載許可については、投稿者が自ら手続きをとること。許可に要する費用は投稿者負担とする。
- (2) 図・写真・表は、刷り上がりを意識して見栄えがよくなるように作成すること。刷り上がりのサイズは、横書きの場合、幅は1段が8.5 cm、2段が17.5 cm、高さは25.5 cmである。縦書きの場合は幅17.5 cm、高さ12 cmとなる。高さについては図・写真・表の説明文が入ることを考慮すること。
- (3) 大きさの表示が重要である図・写真には縮尺(スケール)を入れること。「何分の1」や「何倍」といった表記は使わない。
- (4) 図・写真は300dpi以上の解像度であること。線画については800dpi以上の解像度のTIFFまたはEPSのファイルとして保存するのが望ましい。
- (5) 図・写真・表の説明文は、本文の後に付記すること。
- (6) 図・写真を電子データで提出できない場合は編集委員会に相談すること。

5. 引用文献および注の表記：

原則として、引用文献はハーバード方式、すなわち①著者の姓のアルファベット、②出版年の順に配列し、同一著者による同一年の文献は出版順にアルファベットをつけ

て区別する。ただし、各専門分野において、配列等について異なる表記方法が一般的である場合には、著者の判断に委ねる。本文中には「赤木(1991)は、普含寺泥岩層を……」(川西 1978)「(Ento and Matsui 2002; 上野ほか 1999)」(Gorlov and Tsurusaki 2000a, 2000b)」のように引用する。本文中に引用のないものは文献に入れないこと。列挙については、次の例および最新号にならって作成すること。

Ento, K. and Matsui, M. (2002) Estimation of age structure by skeletochronology of a population of *Hynobius nebulosus* in a breeding season (Amphibia, Urodela). *Zoological Science* 19: 241-247.

生駒義博(1953)赤いハンザキと百才のハンザキ。採集と飼育 15巻2号: 55-56。〔復刻版では『日本ハンザキ集覧』(生駒義博編, 1973. 津山科学教育博物館)のpp. 368-370〕

松本厚志・吉谷明彦(1989)鳥取県河原町国英地域に分布する新第三系の層序。鳥取大学教育学部研究報告(自然科学)38 (1): 47-55.

西田高志・中園明信・及川信・松井誠一(2005)近年の海水温上昇による筑前海沿岸魚類相の変化。九州大学大学院農学研究院学芸雑誌 60: 187-201.

Takano, T., Hirano, Y. M., Trowbridge, C. D., Hirano, Y. J. and Watano, Y. (2013) Taxonomic clarification in the Genus *Elysia* (Gastropoda: Sacoglossa): *E. atroviridis* and *E. setoensis*. *American Malacological Bulletin* 31(1): 25-37.

Unger, P. S. 2010, Mammal teeth. Origin, Evolution, and Diversity. Hopkins University Press, Baltimore, MD, 304 pp.

碓井益雄(1993)イモリと山椒魚の博物誌。工作舎, 218 pp.

山口 昇・北岡茂男(1980)マダニ科. 145-161. In: 江原昭三 編 日本ダニ類図鑑. 全国農村教育協会. 562 pp.

注は、論文等の全体で通し番号をつける。本文中での注番号は、半角数字と丸カッコで記入する(例：……である³⁾)。注の内容文は、(謝辞がある場合は)謝辞の次に、通し番号順に記入すること。

Ⅲ その他

1. **原稿の返却**：投稿された論文等は、原則、返却しない。
2. **原稿料等**：原稿料の支払い、掲載料の徴収はしない。
3. **著作権**：論文の著作権は、鳥取県立博物館に帰属する。ただし、著者が自身の論文の一部を利用する際には申請を必要としない。
4. **掲載**：掲載論文等は、原則として当館ウェブサイトにおいて、ダウンロードできる形式で公開する。
5. **編集委員会**：『研報』編集委員会のメンバーは、本館の館長により任命される。
6. **投稿規定の改訂**：この投稿規定の改訂は、編集委員会の審議を経て、本館館長の承認を得て行うものとする。

付則

- 1 この規定は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 鳥取県立博物館研究報告内規(昭和62年2月3日施行)は、平成17年12月31日をもって廃止する。
- 3 一部改訂(平成19年1月1日)。
- 4 一部改訂(平成21年1月1日)。
- 5 一部改訂(平成22年1月1日)。
- 6 一部改訂(平成23年1月1日)。
- 7 一部改訂(令和3年7月1日)。